

目次

序章 相続における生命保険の特質

- 1 相続対策の切り札は「生命保険」……04
コラム 相続放棄は対象となる親族全員で行うことが必要!

第1章 納税資金対策としての生命保険活用

- 1 生命保険金の非課税金額を活用した納税資金対策……10
コラム 生命保険に関係する条文番号や判例日付は要チェック!
- 2 税負担軽減対策としての非課税金額活用……12
- 3 一般家庭における非課税金額の活用例……13
- 4 「相続財産完全防衛」のための生命保険活用……14
- 5 相続税対策は二次相続まで考えた対策が必要……15
- 6 納税資金対策の観点から受取人を見直す必要性……17
- 7 契約形態に見る課税の比較……18
コラム 相続開始3年前までの保険料贈与は「持ち戻し」に注意
- 8 「連帯納付義務」に対する生命保険活用……20

第2章 遺産分割・遺留分対策としての生命保険活用

- 1 遺留分の減殺請求から遺留分の侵害額請求へ……22
- 2 遺留分侵害額請求対策にこそ生命保険を活用……23
コラム 2019年7月1日から遺留分侵害額請求制度に
- 3 生命保険金で遺留分侵害額を手当てする……25
- 4 生命保険を活用した遺留分侵害額の準備……26
- 5 寄与分対策として生命保険金で報いる……27

第3章 民法(相続法)等の改正における生命保険活用

- 1 配偶者の居住権の創設……30
- 2 遺産分割関係と遺言制度における見直し……31
- 3 遺留分制度の見直し……32
- 4 相続人以外の親族の貢献が認められる……33

第4章 贈与を使った生命保険活用

- 1 相続対策として注目される「贈与」……36
コラム 塵も積もれば山となる
- 2 贈与の基本……39
- 3 保険料を贈与する際の留意点……40
コラム 確定日付の有効性
- 4 保険料贈与の有無と契約形態による課税比較……42
- 5 暦年贈与① 財産減らしと納税資金・遺産分割資金の確保……43
- 6 暦年贈与② 世代飛び越し贈与による税負担軽減と財産移転……46
- 7 相続時精算課税制度の活用が有利になる状況……47
- 8 贈与によって取得したとみなされる保険金……50
コラム 成人年齢引き下げに伴う改正

第5章 経営者における生命保険活用

- 1 経営者の万一に備えて事業継続資金を確保……54
- 2 経営者が会社に貸し付けている不動産の問題……56
- 3 経営者から会社への貸付金も相続財産……58
コラム 会社への貸付金の解消には他にも方法が……
- 4 会社の借入金の連帯保証債務から遺族を守る……60
コラム コロナにより信用保証協会融資を受けている企業は対策を!

5	死亡退職金・弔慰金は相続対策の切り札	62
6	役員退職金の一部として生命保険を現物支給	64
7	役員退職金を生命保険で準備するメリット	65
8	役員給与を引き下げて退職金準備に充てる	66
9	相続・事業承継対策に自社株買取りを活用	67
10	自社株買取りのための会社の要件	68
11	後継者の納税資金確保のための自社株買取り	69
12	後継者以外からの自社株買取りで円滑な事業承継	70

第6章 特例納税猶予制度利用時における生命保険活用

1	特例納税猶予制度の概要	72
---	-------------	----

相続税の特例納税猶予制度利用時の生命保険活用①～②

2	先代経営者の相続発生による遺留分侵害リスク対策	75
3	相続税の特例納税猶予の取消しリスク対策	76

贈与税の特例納税猶予制度利用時の生命保険活用①～④

4	贈与後の先代経営者の資金リスク対策	77
5	贈与税の特例納税猶予の取消しリスク対策	78
6	先代経営者死亡によるみなし相続税の課税リスク対策	80
7	先代経営者死亡による遺留分侵害リスク対策	82
8	特例納税猶予利用による後継者以外の相続人の税負担リスク対策	84
9	先代経営者より先に後継者が死亡した場合のリスク対策	86

10	特例納税猶予制度を安心して使うために	88
----	--------------------	----

第7章 医療法人の理事長における生命保険活用

1	経過措置型医療法人の理事長が抱える問題点	90
2	医療法人のタイプに応じた生命保険提案	93

第8章 よくある相続トラブルと生命保険活用

1	高齢同士の再婚は遺産分割でもめやすい	100
2	逆順位の死亡で「こんなはずじゃなかった!」	101
3	債務は当然に分割され、遺産分割の対象外	102
4	まとめ	103

資料編

●	相続税計算の手順	104
●	相続税計算の具体例	104
●	相続税額早見表の見方	105
●	相続税額早見表	106
●	贈与税額早見表	111
●	相続財産完全防衛額早見表【概算】	112

凡例

- 本書の内容は、2022(令和4)年9月1日現在の法令(税制)・制度に基づいています。
- 法人契約、医療法人契約の経理処理等の取扱いについては、制度改正等によって変更される可能性があります。
- 個別の契約の取扱いについては所轄の税務署または税理士等の税の専門家にご確認ください。
- 本書内の記述で「相続人」は「推定相続人」、「被相続人」は「被相続人と想定される人」のことを省略して表記しています。
- 第6章に出てくる「先代経営者」は、現経営者が事業承継を行ってこの後に先代経営者となるケースも含まれています。
- 契約形態における契約者は、特段の記載がない限り保険料負担者です。
- 本書内の税金に関わる計算では、原則、復興特別所得税は考慮していません。
- 相続税計算では、特にことわりがない限り法定相続分どおりに分割されたことを前提に計算しています。計算において小規模宅地等の特例は考慮していません。妻の相続税計算において配偶者の税額軽減は原則、法定相続分まで適用しています。金額表示は原則、万円単位の概算値です。
- 所得税が課税される場合、一般的には併せて住民税が課税されますが、煩雑となるため本書の記述では原則省略しています。また、所得税(一時所得)の計算においては、他に一時所得はないものと仮定して計算しています。

7 契約形態に見る課税の比較

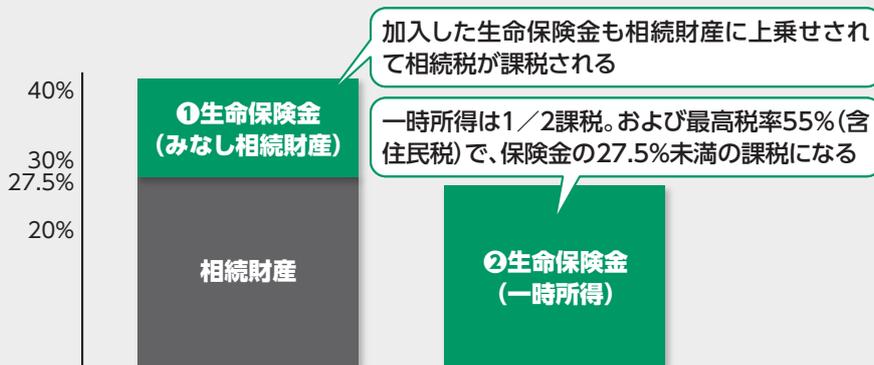
納税資金作りは相続税課税となる契約形態がベストとは限らない

生命保険を活用した納税資金準備というと大多数の人が、次の図表の①の契約形態を考えるのではないのでしょうか。契約者・被保険者を被相続人として、死亡保険金受取人を相続人とする契約形態です。この場合は、加入した生命保険金が「みなし相続財産」として非課税金額控除後の額が相続財産に上乗せされ相続税が課税されます。

一方、②の契約形態は、相続人が受け取った生命保険金には相続税ではなくて所得税(一時所得)・住民税が課税されます。

相続税の負担税率が27.5%以上の場合、 納税対策の保険は一時所得課税となる契約形態が有利!

	契約者	被保険者	死亡保険金受取人	課税
①	被相続人	被相続人	相続人	相続税
②	相続人	被相続人	相続人	所得税(一時所得)・住民税



財産額によっては一時所得課税のほうが有利なケースも

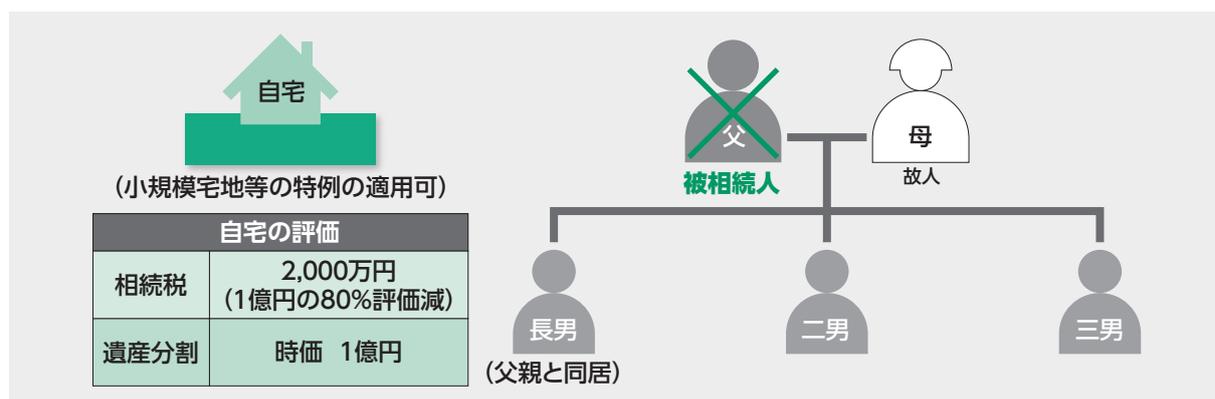
違いは誰が契約者になるかによって、相続税の課税対象になるか、それとも所得税(一時所得)・住民税の課税対象になるか分かれることです*。単純に考えれば、①の契約形態では、生命保険金が相続財産に上乗せされ、相続財産が多くなるほど税率も高くなります。ちなみに相続税の最高税率は55%ですから、生命保険金によって財産が増えるとそれだけ税負担も重くなります。

一方、②の契約形態では、生命保険金が所得税(一時所得)の課税対象となります。一時所得金額は受取保険金額から、これまでの支払保険料累計額(必要経費)を差し引き、さらに特別控除(50万円)を控除した金額の1/2に総合課税が行われます。

2 遺留分侵害額請求対策にこそ生命保険を活用

遺産分割でもめる理由は「時価」で行うため

よくある相続の例として——相続人は兄弟3人のみ。被相続人である父親が住んでいる自宅には長男が同居しており、自宅は長男が継ぐことになっています。自宅以外に財産といえるものはありません。他の相続人(二男、三男)に渡す財産が何もないならば、遺産分割にご注意ください。相続税はかからなくても遺産分割でもめるケースは結構あります。注意すべきは、遺産分割は「時価」で行うということ。上記の例でいうと、長男が自宅を単独で相続したいならば、二男と三男に対し、自宅の時価に法定相続割合をかけ合わせた額を、代償金として支払う等の対応が必要です。



〈宅地の評価例〉

相続税評価額…2,000万円	$1億円 \times (1 - 0.8) = 2,000万円$ 小規模宅地等の特例を適用(80%評価減)
遺産分割の評価……1億円	時価

上記の例のように相続税はかからないが(小規模宅地等の特例により遺産にかかる基礎控除額以下の財産評価となるため)、相続発生後に遺産分割でもめて、小規模宅地等の特例を使った申告ができなくなることも考えられます。

コラム

2019年7月1日から遺留分侵害額請求制度に

遺留分とは、民法で定められた相続人の権利のことです。遺留分相当額は法定相続分相当額の2分の1。ただし両親のみの場合は3分の1で、兄弟姉妹には遺留分はありません。これまで遺留分を侵害する遺言がなされた場合、侵害された相続人はそのことを知った日から1年以内に、侵害者に対して「遺留分の減殺請求」を起こして侵害された物件の返還を請求できましたが、民法(相続法)改正により、2019年7月1日からは侵害された分を直接、金銭で請求する「遺留分侵害額請求」ができるようになりましたので、遺留分侵害額請求対策として生命保険が活用できる機会がさらに拡大しました。

相続税と贈与税の負担税率の比較の仕方

例えば被相続人(配偶者なし)の相続財産が3億円あったとします。このまま亡くなって2人の子どもが均等に遺産分割して相続したとすると、相続税額は6,920万円(負担税率23.1%)にもなります(P.107参照)。そこで2人の子どもに均等に暦年贈与をして、相続財産を減らすことにします。子ども1人につき300万円を贈与した場合、贈与税額は19万円(負担税率6.3%)です(P.111参照)。毎年贈与を続けると10年後には相続財産は2億4,000万円まで減り、贈与税額の合計は380万円です。

仮に、この後(相続開始3年以内の贈与はないものとします)に相続が発生したとすると、相続税額は4,540万円(負担税率18.9%)まで下がります。相続税額と贈与税額の合計は4,920万円ですので、何も対策を打たないまま相続を迎えた場合(相続財産3億円)と比べて、税負担は2,000万円も軽減することができます。

贈与合計額:300万円×10年×2人=6,000万円	贈与税合計額:19万円×10年×2人=380万円
贈与後の相続財産額:3億円-6,000万円=2億4,000万円	相続税額と贈与税額の合計:4,540万円+380万円=4,920万円
3億円の相続税額と対策後の税額の差:6,920万円-4,920万円=2,000万円	

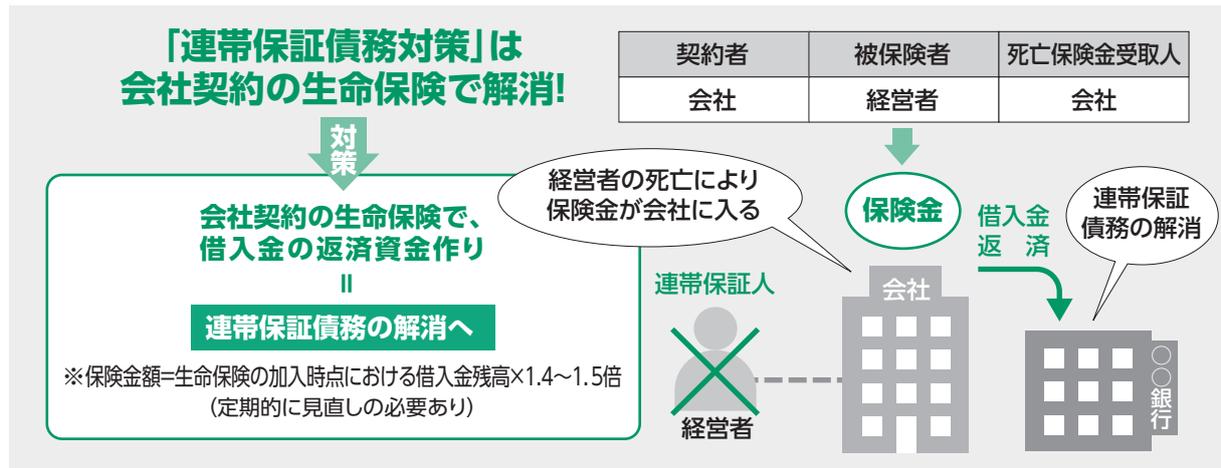
前述の設定で例えば贈与額を増やして子ども1人につき500万円とした場合は、贈与額は1億円、贈与税額は970万円。この時点の相続財産は2億円、相続税額は3,340万円ですから、対策を打たない場合と比べて税負担は2,610万円も軽減できます。逆に、贈与できる年数が限られている場合は、例えば贈与できる年数が5年間として、子ども1人につき800万円贈与したとすると、贈与額は8,000万円、贈与税額は1,170万円。この時点の相続財産は2億2,000万円、相続税額は3,940万円ですから、対策を打たない場合と比べて税負担は1,810万円の軽減となります。このように、生前贈与による相続税対策は、あまり高くない負担税率の金額で長期間にわたって贈与を続けるほうが効果を発揮します。

相続税と贈与税の負担税率の比較(抜粋)

配偶者なし、子ども2人が相続			直系尊属から18歳以上の子・孫への贈与		
遺産総額	相続税額	負担税率	贈与財産額	贈与税額	負担税率
			200万円	9万円	4.5%
8,000万円	470万円	5.9%			
			300万円	19万円	6.3%
1億円	770万円	7.7%			
			400万円	33.5万円	8.4%
1億2,000万円	1,160万円	9.7%	500万円	48.5万円	9.7%
1億4,000万円	1,560万円	11.1%			
			600万円	68万円	11.3%
1億6,000万円	2,140万円	13.4%	700万円	88万円	12.6%
1億8,000万円	2,740万円	15.2%	800万円	117万円	14.6%
2億円	3,340万円	16.7%	900万円	147万円	16.3%
			1,000万円	177万円	17.7%
2億2,000万円	3,940万円	17.9%			
			1,100万円	207万円	18.8%
2億4,000万円	4,540万円	18.9%			
2億6,000万円	5,320万円	20.5%	1,200万円	246万円	20.5%
2億8,000万円	6,120万円	21.9%			
			1,300万円	286万円	22.0%
3億円	6,920万円	23.1%			
			1,400万円	326万円	23.3%
			1,500万円	366万円	24.4%
			1,600万円	406万円	25.4%
3億5,000万円	8,920万円	25.5%			

連帯保証債務の解決策は、会社契約の生命保険で借入金を返済

経営者の相続発生によって連帯保証債務は相続人に相続されますが、連帯保証債務を解消し、遺族の不安を取り除くには、会社契約の生命保険で借入金を全額返済するしかありません。ただし、会社が受け取った生命保険金には法人税等が課税されますから、その分を加味して必要額の1.4~1.5倍の保険金を準備をしておくことが大切です。



なお、連帯保証債務対策を提案する際の最大のポイントは、必ず「配偶者(いない場合は子どもなどの相続人)」に同席していただくことです。提案の際には、以下の3点について留意ください。

- ①会社の借入金に対しては後継の社長も連帯保証人となります。そのことによって先代社長の相続人は連帯保証を免れるものではありません(債権者の承諾がない限り連帯保証人を外すことはありませんし、また債権者はなかなか承諾してくれません)。
- ②連帯保証を免れるには、「相続放棄」という手段があります。しかし遺族(相続人)にとって会社が債務を完済すれば連帯保証債務は消滅します。つまり、必ずしも連帯保証人に債務がかかってくるとは限らないので、相続人が財産を放棄するのは現実的ではないと思われます。
- ③会社の連帯保証人だけでなく、経営者が個人として(例えば友人・知人に対して)連帯保証人になることがあります。その場合も連帯保証債務は相続人に当然分割されますから、個人の場合は個人の生命保険でいざというときの資金準備が必要です。

コラム

コロナにより信用保証協会融資を受けている企業は対策を!

新型コロナウイルスの影響により2020年以降、企業への信用保証協会保証付き融資件数は増加し、2020年4月~2022年3月の2年間で件数にして延べ約250万件、金額にして延べ約43兆円に上ります*。信用保証協会の融資には経営者自身が連帯保証人となっていることから、経営者が万一死亡した時は、相続人が連帯保証債務を一括弁済しなければなりません。このことから、コロナによって借入金が増加した企業は、その返済資金対応として早急に生命保険での手当てが必要だと思われます。

※一般社団法人全国信用保証協会連合会「信用保証実績の推移」による。

特例納税猶予制度の活用の可否の検討

特例納税猶予制度は、それまでの納税猶予制度(一般措置)に比べて、経営者にとってより活用しやすくなりました(特例納税猶予制度の仕組み等については、『知識で差がつく法人営業プラス 2022年度版』(株式会社シャフト著)を参照ください)。

ただ、すべての経営者にとって使える、あるいは使って有効なものかというとは限りません。自社株の評価額がそれほど高くない会社の経営者にとっては、特例納税猶予を選択してあえて面倒な手続きやフォローの大変さを考えれば、これまでの対策(遺言、納税資金準備や遺産分割対策としての生命保険の活用など)で十分対応できるでしょう。また、すでに自社株の大半を生前贈与等で後継者に渡している場合などもあえて特例納税猶予制度を使う必要はないでしょう。ほかにも特例納税猶予制度の認定要件を満たさなくて、最初から使えない場合も考えられます(例えば先代経営者に突然の相続が起きたときは、後継者を5カ月以内に代表者にしておく必要がありますが、慌ただしい中でそこまで気が回らないことも考えられます)。

その意味で、特例納税猶予制度を利用するには、2024年3月31日までに都道府県知事に申請を出しておき、2027年12月31日までに相続が起きるか、それまでに贈与を行えばよいため、じっくりと考え、特例納税猶予制度を利用したほうがいいのか否かを専門家とともに検討したうえで実行する必要があります。

